旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第２条第３項の規定により次のように公告します。

平成23年９月１日　　岡山県知事　石井　正弘

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社トラベルワン　岡山市北区西古松二丁目２番27号

２．前号の旅行業者の登録番号　岡山県知事登録旅行業第３―248号（平成22年３月２日登録抹消）

３．第１号の旅行業者の営業保証金につき旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、この公告掲載の日の翌日から60日以内（平成23年10月31日まで）に、旅行業者営業保証金規則第２条第５項の規定により同規則第３号書式の申出書に、権利を有することを証する書面を添付して岡山県知事に提出してください。

４．前号の申出書の提出がないときは、営業保証金の配当手続きから除斥されます。

旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表に係る公告

旅行業法第17条第２項及び旅行業者営業保証金規則第４条第１項の規定により次のように公告します。

平成23年９月１日　　大阪府知事　橋下　　徹

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　ロビンツアー株式会社　大阪府枚方市須山町24―41

２．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３―2106号（平成23年２月20日登録抹消）

３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申立内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
㈲石橋製作所	1,596,750円	1,588,875円	1,588,875円	63,584円	1,525,291円
大阪府知事	―	―	―	―	63,584円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の手数料）については、大阪府知事に支払うこととする。

１．権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社ヨース旅行サービス　大阪府貝塚市堤277番地の２

２．前号の旅行業者の登録番号　大阪府知事登録旅行業第３―1866号（平成22年11月15日登録抹消）

３．第１号の旅行業者の営業保証金の権利実行のための配当表

弁済限度額　3,000,000円

権利の実行の申立内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
㈲松下電化センター	488,800円	488,800円	488,800円	12,627円	476,173円
岡崎　武成	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	51,664円	1,948,336円
西澤　　勝	437,810円	437,810円	437,810円	11,309円	426,501円
大阪府知事	―	―	―	―	75,600円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続きに要した費用（上表の各手数料の合計）については、大阪府知事に支払うこととする。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

北海道帯広市西二三条南四丁目三九番地一

有限会社すぎうら

代表清算人　杉浦　俊紀

解散公告

当社は、平成二十三年八月二十六日開催の株主総会の決議により、平成二十三年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

北海道札幌市手稲区手稲金山一七三番地

菱光手稲砕石株式会社

代表清算人　秋山　高潔

解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

仙台市若林区卸町四丁目六番一五号

株式会社東北サービス

代表清算人　建部　哲男

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

仙台市青葉区本町一丁目一〇番二号

株式会社全労済東北サービス

代表清算人　佐々木幸一

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

北海道帯広市西二三条南四丁目三九番地一

有限会社すぎうら

代表清算人　杉浦　俊紀

解散公告

当社は、平成二十三年八月二十六日開催の株主総会の決議により、平成二十三年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

北海道札幌市手稲区手稲金山一七三番地

菱光手稲砕石株式会社

代表清算人　秋山　高潔

解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

仙台市若林区卸町四丁目六番一五号

株式会社東北サービス

代表清算人　建部　哲男

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

仙台市青葉区本町一丁目一〇番二号

株式会社全労済東北サービス

代表清算人　佐々木幸一

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

福島県郡山市舞木町字福内六六番地

有限会社杉沢電子工業

清算人　影山　光子

解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

茨城県猿島郡境町一七〇六番地の七

有限会社染谷工業

清算人　染谷　一夫

解散公告

当社は、平成二十三年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

千葉県船橋市本中山三丁目六番一五―四〇号

後楽商事株式会社

代表清算人　和田　正己

解散公告

当社は、平成二十三年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年九月一日

千葉県印旛郡栄町安食二三七番地の八二

株式会社利右衛門

代表清算人　大野美重子